事　務　連　絡
令和２年９月１１日

各高齢者施設等管理者　殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課長
上野　睦子

高齢者施設における家族等との面会について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

高齢者施設における面会等については、各施設において、感染対策に十分留意の上、実施していただいているところと存じます。これまでも、令和２年５月15日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」を周知しておりますが、公益社団法人全国老人福祉施設協議会や公益社団法人全国老人保健施設協会も留意事項や考え方等をそれぞれのホームページに掲げております。

この度、それらの資料をとりまとめて、下記の福祉保健局ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

なお、別添の別紙１にオンライン面会の実施事例を、別紙２に対面での面会の注意点をまとめましたので、ご参照ください。

（掲載先）

〉福祉保健局ホームページ
新型コロナウイルス感染症　高齢者施設向け情報集
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/covid19taisaku.html

東京都福祉保健局高齢社会対策部
施設支援課施設運営担当　電話　03-5320-4264

別紙１

都内高齢者施設におけるオンラインでの面会の実施事例について

１．LINE（無料通話アプリ）を活用した事例（ユニット型特別養護老人ホーム）

（１）機材について
・タブレット機器を各ユニットごとに用意し、運用している。

（２）環境整備について
・タブレットをフロア内のWi-Fiに繋げている。

（３）オンラインでの面会を実施するにあたっての検討
・ご家族が使用されている割合が多い、LINEを使用することとした。
・普段、入居者に接している介護職員が、タブレット操作の支援にあたることとした。

（４）オンラインでの面会の実施するにあたっての準備
・オンライン面会を希望される入居者家族に対し、メールにて入居者氏名とLINE IDを送付するよう依頼した。
・オンライン面会を希望した送付したご家族に対し、実施方法や運用上のルールを送付した。

例）実施方法や運用上のルール
〇オンライン面会開始時は、施設からご家族に「ビデオ通話」いたします。
〇「ビデオ通話」に出ることが出来なかった場合は、調整の上、改めて施設より「ビデオ通話」いたします。
〇１回のオンライン面会は、10分程度とさせていただきます。
〇オンライン面会の回数は、２週間に１回以上を目安としております。

（５）オンライン面会の実施について
・オンライン面会の実施日時や入居者に対しての支援は、各ユニットで行っている。
・オンライン面会を導入した当初は、事前に日時を調整していたが、現在は、家族ごとにオンライン面会が出来る時間がルーティン化され、日時の調整が不要になっている。

２．オンライン面会サービスを活用した事例（従来型特別養護老人ホーム）

（１）機材について
・オンライン面会用にパソコンを用意し、運用している。

（２）環境整備について
・パソコンを無線または有線でインターネットに繋げている。

（３）オンラインでの面会を実施するにあたっての検討
・専用アプリのインストールが不要であるインターネットサービスを利用することとした。
・生活相談員が日程調整を行いつつ、入居者に対しての支援にあたることとした。

（４）オンラインでの面会の実施するにあたっての準備
・入所者の家族に対し、実施方法や運用上のルールを送付するとともに、オンライン面会のニーズを調査した。
・希望した家族には「オンライン面会サービス」のID・パスワードの付与を行った。

例）実施方法や運用上のルール
〇１回のオンライン面会は、10分程度とさせていただきます。
〇オンライン面会の回数は、月に１回を目安としております。
〇オンライン面会の希望時間は、平日の９時-17時の間でお願いします。
〇パソコン操作の支援が発生するため、生活相談員が立ち会わせていただきます。

（５）オンライン面会の実施について
・個室にパソコンを準備して入居者を誘導し、ご家族へ「ビデオ通話」を行う。

別紙２

高齢者施設における対面での面会の注意点について

出典：公益社団法人　全国老人福祉施設協議会　全国老施協発第276号令和２年5月29日
「いわゆる「新しい生活様式」に関する留意点について（改訂その１）をもとに編集

１．利用者の条件

（１）新型コロナウイルス感染症の感染またはその疑いのないこと

２．面会者の条件

（１）過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者、濃厚接触者との接触がないこと
（２）新型コロナウイルス感染症に感染していないこと
（３）過去2週間内に発熱がなく、検温により平温より高くなっていないなど健康状態に問題がないこと
（４）人数を最小限にすること

３．面会方法の条件

（１）居室での面会を避け、密閉されていない別室を設けること
（２）マスクの着用を必須とすること
（３）施設の判断により、アクリル板やビニールカーテンなどの使用や利用者と家族等と面会の距離をとる工夫をすること
（４）面会前後に必ず手指消毒を行うこと
（５）面会時間はあらかじめ施設で定めた時間内とすること
（６）面会者が自身の涙や鼻水を触らないよう注意すること。また、面会者が利用者の涙や鼻水を拭う等しないよう注意すること

（参考資料）面会者健康チェックシート

〇ひとつでも該当があれば施設職員へご相談下さい。

□　発熱している

□　過去2週間内に熱があった

□　だるい

□　気持ち悪い・吐き気がある

□　過去1週間以内に嘔吐した

□　のどが痛い

□　下痢をしている

□　くしゃみ、鼻水がある

□　目が赤い、または結膜炎がある

□　1か月以内に始まった咳がある

□　1か月以内に始まった匂いにくさがある

□　1か月以内に始まった味の感じにくさがある

□　同居している人が発熱している